

令和5年度  
第1回 仙台市公共事業再評価監視委員会  
次 第

日 時：令和5年11月15日（水）  
午前9時30分から  
場 所：仙台市役所本庁舎8階第1委員会室

1. 開 会

2. 仙台市公共事業再評価検討委員会委員長挨拶

3. 議 事

<対象事業>

- (1) (主)泉塩釜線（野村工区）道路事業
- (2) 郡山折立線（大野田工区）街路事業
- (3) 高砂中央公園整備事業
- (4) 準用河川堀切川改修事業
- (5) 準用河川谷地堀改修事業

4. 閉 会

# 資料一覽

(第1回監視委員会)

資料 1-1	仙台市公共事業再評価実施要綱
資料 1-2	仙台市公共事業再評価監視委員会運営要領
資料 1-3	仙台市公共事業再評価監視委員会委員名簿
資料 1-4	令和5年度 公共事業再評価 対象事業一覽
資料 1-5	令和5年度 公共事業再評価 対象事業位置図
資料 2-1	(主)泉塩釜線(野村工区)道路事業
資料 2-2	郡山折立線(大野田工区)街路事業
資料 2-3	高砂中央公園整備事業
資料 2-4	準用河川堀切川改修事業
資料 2-5	準用河川谷地堀改修事業

## 仙台市公共事業再評価実施要綱

(平成10年12月15日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業について、時の経過に伴う社会経済情勢等の変化に応じ、その必要性、効果等を改めて検討し、事業の継続、見直し、休止又は中止についての判断（以下「再評価」という。）及び再評価の結果に基づく適切な対応方針の決定に関し必要な事項を定め、もって公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(再評価を実施する事業)

第2条 再評価を実施する事業（以下「対象事業」という。）は、本市が実施する公共事業で別表第1に掲げるもの（維持管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業に着手後5年目の年度末までにおいて未着工の事業
- (2) 事業に着手後5年目（下水道事業、林野公共事業、農業農村整備事業及び水道施設整備事業にあつては、10年目）の年度末までに完了しない事業
- (3) 再評価実施時から5年間（下水道事業にあつては10年間）が経過後の年度末までにおいて未着工の事業又は当該5年間（下水道事業にあつては10年間）が経過後の年度末までに完了しない事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の進捗状況、社会経済情勢等を考慮し、再評価が特に必要と市長が認める事業

(再評価の実施時期)

第2条の2 再評価は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年度において実施するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業 該当することとなった年度（ただし、林野公共事業にあつては、該当することとなった年度の翌年度）
- (2) 前条第2号及び第3号に該当する事業 該当することとなった年度
- (3) 前条第4号に該当する事業 市長が指定する年度

(公共事業再評価検討委員会)

第3条 再評価を実施し、その結果に基づいて対応方針案を作成するため、仙台市公共事業再評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、副市長事務担任規程（平成19年仙台市訓令第7号）の規程により都市整備局に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(対象事業の報告等)

第4条 事業を所管する各部局（地方公営企業の部局を除く。）は、対象事業に該当する事業がある場合には、それぞれ第2条の2に規定する年度において、再評価の実施のため必要な資料を添えて、検討委員会へ報告する。

- 2 地方公営企業管理者は、対象事業に該当する当該地方公営企業の事業がある場合は、それぞれ第2条の2に規定する年度において、検討委員会に対し、必要な資料を添えて、再評価の実

施を申し出ることができる。

(再評価の実施)

第5条 再評価は、前条第1項の規定による報告又は同条第2項の規定による申出があった対象事業について、検討委員会が実施する。

2 再評価を実施する際の観点は、次のとおりとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業をめぐる社会経済情勢等の変化
- (3) 事業着手時点の費用対効果分析の要因の変化
- (4) コスト縮減、代替案立案等の可能性

3 再評価は、次のいずれかの手法のうちから、対象事業の進捗状況、対象事業を巡る社会経済情勢等を考慮して検討委員会が適切と認めた手法により実施する。

- (1) 検討委員会があらかじめ作成したチェックリストを用いる手法
- (2) 前項各号に規定する観点について詳細な検討を加える手法

4 検討委員会は、前項第1号の手法による再評価を実施した結果、事業着手に至った要因の変化その他対象事業の継続を再検討すべき事情が認められる場合には、当該対象事業について同項第2号の手法による再評価を実施する。

5 検討委員会は、必要に応じ、再評価の実施のため必要な調査、検討等を対象事業の所管部局に行わせる。

6 検討委員会は、国庫補助事業である対象事業の再評価に当たっては、当該対象事業の所管部局に、当該国庫補助事業を所管する国の部局と適宜協議等を行わせ、密接な連携及び調整を図らせる。

(対応方針案の作成)

第6条 検討委員会は、実施した再評価の結果に基づき、対応方針案を作成し、再評価の結果とともに市長（第4条第2項の規定による申出に係る対象事業にあっては、当該申出をした地方公営企業管理者。以下同じ。）に報告する。

2 検討委員会は、前項の対応方針案の作成のため必要な資料の作成、調査、検討、国の所管部局との調整等を、対象事業の所管部局に行わせる。

3 検討委員会は、第1項の対応方針案を作成しようとする場合は、あらかじめ、仙台市公共事業再評価監視委員会の意見を聴かなければならない。ただし、当該対応方針案が、法令等の規定により、その策定、変更等に際して学識経験者、関係住民等の意見を聴くこととされているものである場合には、この限りでない。

4 検討委員会は、仙台市公共事業再評価監視委員会より意見の具申があった場合には、これを最大限尊重し、可能な対応方針を検討する。

(対応方針の決定及び公表)

第7条 市長は、前条第1項の規定による報告に基づき、再評価を実施した対象事業について対応方針を決定する。

2 市長は、前項の対応方針を決定した場合には、速やかに、当該対象事業に係る再評価の結果及びその根拠並びに当該対応方針を決定した経緯とともに公表する。

(公共事業再評価監視委員会)

第8条 第6条第1項の規定により検討委員会が作成する対応方針案を審議するため、仙台市公共事業再評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）を設置する。

2 監視委員会は、検討委員会が再評価を実施した全ての事業の対応方針（原案）について審議

を行う。

- 3 監視委員会は、前項の規定による審議の結果、第6条第4項の原案に不適切な点又は改善すべき点があると認める場合には、検討委員会に対し、その理由を付して意見の具申を行う。
- 4 監視委員会は、委員9人以内で組織する。
- 5 委員は、公共事業をめぐる社会経済情勢に関し優れた知識及び経験を有し、公共事業の実施に関する施策について公正な判断をすることができる者のうちから、市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 監視委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 9 監視委員会は、審議の参考とするため、専門の事項を調査検討する専門部会を置くことができる。
- 10 専門部会は、部会長及び専門委員をもって組織する。
- 11 部会長は、委員長の指名する委員をもってあてる。
- 12 専門委員は、部会長が推薦し、監視委員会が承認した者をもってあてる。
- 13 専門委員は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときは、解任されるものとする。
- 14 監視委員会の庶務は、都市整備局技術管理室において処理する。
- 15 前各項に定めるもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

(その他)

第9条 各事業所管部局は、本要綱に基づき、各事業ごとの再評価についての実施要綱の細目を定める。

附 則

この要綱は、平成10年12月15日から実施する。

附 則 (平成11年 1月22日改正)

この改正は、平成11年 1月22日から実施する。

附 則 (平成13年 3月23日改正)

この改正は、平成13年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成13年10月 5日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成13年10月 5日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の仙台市公共事業再評価実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に実施する事業の継続、見直し、休止又は中止についての判断(以下「再評価」という。)から適用し、同日前に実施した再評価については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3月31日改正)

この改正は、平成15年 4月 1日から実施する。

附 則（平成15年 9月 3日改正）  
この改正は、平成15年 9月 3日から実施する。

附 則（平成16年 7月14日改正）  
この改正は、平成16年 7月14日から実施する。

附 則（平成17年 1月31日改正）  
この改正は、平成17年 1月31日から実施する。

附 則（平成17年 3月30日改正）  
この改正は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則（平成18年 3月31日改正）  
この改正は、平成18年 4月 1日から実施する。

附 則（平成19年 5月 1日改正）  
この改正は、平成19年 5月 1日から実施する。

附 則（平成19年 7月25日改正）  
この改正は、平成19年 7月25日から実施する。

附 則（平成22年 3月31日改正）  
この改正は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 則（平成22年10月 1日改正）  
（実施期日）

1 この改正は、平成22年10月 1日から実施する。

（経過措置）

2（1）平成22年度に、事業着手後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度までに再評価を実施する。

（2）前項に規定する事業、林野公共事業、農業農村整備事業及び水道施設整備事業を除き、平成22年度に、事業着手後5年間が経過した時点で継続中の事業及び5年間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施する。

附 則（平成23年 5月 1日改正）  
この改正は、平成23年 5月 1日から実施する。

附 則（平成26年 4月 1日改正）  
この改正は、平成26年 4月 1日から実施する。

別表第1（第2条関係）再評価の対象事業

事業名		再評価を実施する事業単位
住宅市街地総合整備事業		整備計画の単位とする。
住宅市街地基盤整備事業		事業採択を行う際の施設単位とする。
都市公園等事業		整備事業箇所単位とする。
下水道事業		（事業箇所毎の全体計画を対象とする。） 汚水は処理区単位、分流式の雨水は排水区単位とする。 ただし、一連の整備効果を発現する排水区については、複数のものを組み合わせることも可能とする。 また、都市下水路事業については、事業箇所単位とする。
土地区画整理事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。 ただし、複数箇所の組み合わせも可能とする。
河川事業		一連の整備効果を発現する区間単位とする。 ただし、必要に応じて分割可能とする。
道路事業	国道の新設・改築事業	事業採択を行う際の区間又は箇所単位とする。 ただし、複数箇所の組み合わせも可能とする。
	県道の新設・改築事業	
	市道（都市計画決定されているものに限る。）の新設・改築事業	
街路事業		
市街地再開発事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。 ただし、複数箇所の組み合わせも可能とする。
都市・幹線鉄道事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
鉄道防災		事業採択を行う際の箇所単位とする。
林野公共事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
農業農村整備事業		事業採択を行う際の箇所単位とする。
水道施設整備事業		事業採択を行う際の施設単位とする。

別表第2（第3条関係）

検討委員会の委員

委 員	総務局長
	まちづくり政策局長
	財政局長
	経済局長
	都市整備局長
	建設局長
	水道事業管理者
	交通事業管理者
	青葉区長
	宮城野区長
	若林区長
	太白区長
	泉区長

## 仙台市公共事業再評価監視委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市公共事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の職務)

第2条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を召集する。

2 委員長は、委員会を召集しようとするときは、委員会の日時、場所及び審議すべき事項を定め、会議を開く日の15日前までに委員に対して文書により通知しなければならない。

3 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

4 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

5 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ、その会議を開くことができない。

(資料の説明)

第4条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、議長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人の数を制限することができる。

(採決)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第7条 委員会の事務局は、委員会により定められた2以上の委員が署名捺印した議事録を作成し、保管する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成11年 1月13日から実施する。

附 則（平成26年10月29日改正）

この改正は、平成26年10月29日から実施する。

## 仙台市公共事業再評価監視委員会委員名簿

氏 名	経 歴 等
委 員 いとう りょう 伊藤 亮	東北大学大学院情報科学研究科 准教授 (学識経験者, 都市・地域経済学)
委 員 こうの たつひと 河野 達仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授 (学識経験者, 都市・交通経済学)
委 員 しょうじ まき 庄子 真岐	石巻専修大学経営学部経営学科 教授 (学識経験者, 地域計画・観光学)
委 員 すずき こうじ 鈴木 弘二	(株)鈴木弘人設計事務所 代表取締役 所長 (一級建築士)
委 員 はしもと じゅんこ 橋本 潤子	橋本潤子公認会計士事務所 代表 (公認会計士)
委 員 ふくもと じゅんや 福本 潤也	東北大学大学院情報科学研究科 准教授 (学識経験者, 土木計画学)
委 員 ほんだ なおこ 本田 直子	本田印刷株式会社 常務取締役 仙台商工会議所 女性会常任委員 (経済界)
委 員 よしだ だいすけ 吉田 大輔	吉田大輔法律事務所 (弁護士)

(敬称略, 五十音順)

委 嘱 期 間 令和 2 年 1 月 2 6 日 から 令和 4 年 1 月 2 5 日 まで

## 令和5年度 仙台市公共事業再評価 対象事業一覧

&lt;対象事業&gt;

事業名	担当局	要綱適用条項※
(主)泉塩釜線(野村工区)道路事業	建設局	第2条第2号
郡山折立線(大野田工区)街路事業	建設局	第2条第3号
高砂中央公園整備事業	建設局	第2条第3号
準用河川堀切川改修事業	建設局	第2条第3号
準用河川谷地堀改修事業	建設局	第2条第3号

※仙台市公共事業再評価実施要領

第2条第2号：事業着手後5年目の年度末までに未完了の事業第2条第3号：再評価実施時から5年間が経過後の年度末までにおいて未着工又は未完了の事業

# 令和5年度 公共事業再評価 対象事業位置図

資料1-5

①(主)泉塩釜線(野村工区)道路事業

④準用河川堀切川改修事業

③高砂中央公園整備事業

②郡山折立線(大野田工区)街路事業

⑤準用河川谷地堀改修事業

(主)泉塩釜線 (野村工区) 道路事業

## 令和5年度 再評価対象事業リスト (道路事業)

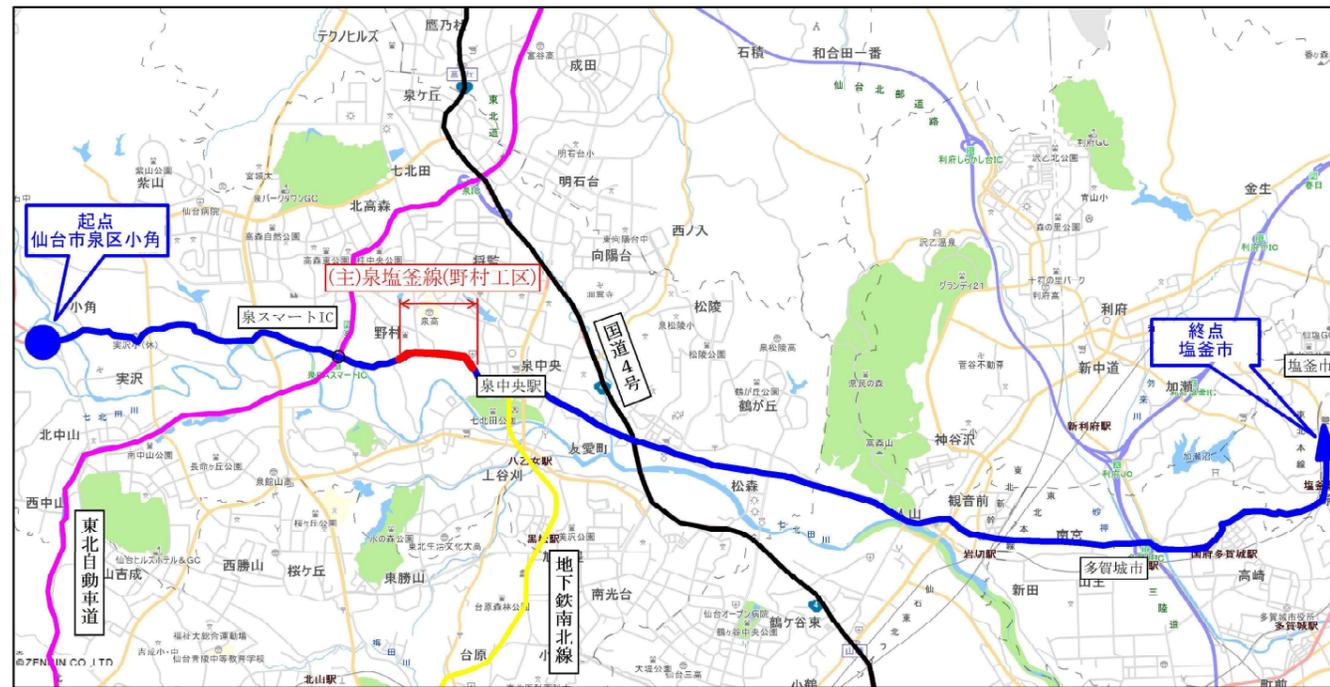
事業名(主) 泉塩釜線(野村工区)道路事業

事業の目的・内容	事業の進捗状況				事業を巡る社会・地元情勢の変化	事業の状況及び今後の見通し	費用対効果に係る要因の変化の有無 費用対効果 (B/C)	対応方針 (案)	備考
	事業着手年度	H31(R1)	R05迄 事業費 (D)	11.8億円					
本路線は、仙台市泉区小角を起点とし多賀城市を経由し塩釜市に至る路線であり、東北自動車道と仙台東部道路を結ぶ主要地方道である。そのうち本工区は延長約1.0kmの区間であり、地下鉄泉中央駅が近接しているが2車線であることから、慢性的な渋滞が発生している。このようなことから、本事業は道路利用者の安全安心を確保するとともに、公共交通を中心とした交通体系の構築や、災害時も含めた人流・物流の円滑化を図るため、4車線化拡幅事業を行うものである。	用地買収着手年度	R02	R05迄 用地費 (E)	7.8億円	当工区の位置する泉区は仙台市営地下鉄の泉中央駅を中心とし住宅開発による数多くの住宅団地があり、本路線沿線付近にはスポーツ施設、教育施設なども整備された。また令和8年度中の使用開始を目指し、泉区役所建替事業が進められており、当該地区は今後さらなる活性化が見込まれる。	令和元年度から、測量・詳細設計・境界確定を行っており、用地が確保された東工区から令和4年度より工事を着手している。 工事、用地とも概ね順調に進んでおり、用地については令和5年度末、工事については令和8年度中の完了を見込んでいる。	事業全体のB/C B=141.5億円 C=20.3億円 B/C=6.98  一年遅れた場合のB/C B=135.2億円 C=20.2億円 B/C=6.70  現時点までのB/C B=0.0億円 C=12.3億円 B/C=0.00  来年度から完了のB/C B=141.5億円 C=7.9億円 B/C=17.84	事業継続	費用対効果の算定を費用便益分析マニユア(令和4年2月国土交通省道路局都市局)により算出
	工事着手年度	R04	R05迄 工事費 (F)	4.0億円					
	完了予定年度	R08							
	全体事業費 (A)	19.2億円	全体進捗率 (D/A)	61.5%					
	全体用地費 (B)	8.2億円	用買進捗率 (E/B)	95.1%					
	全体工事費 (C)	11.0億円	工事進捗率 (F/C)	36.4%					
	全体計画	L=1000m W=22m	供用延長・整備率等	0.0m 0%					

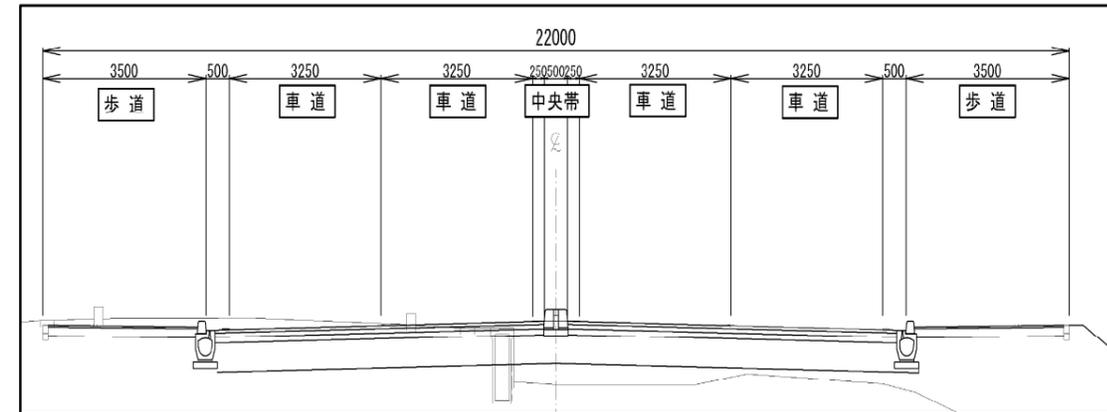
# (主) 泉塩釜線(野村工区)道路事業概要図

事業名 (主) 泉塩釜線(野村工区)道路事業

## 位置図



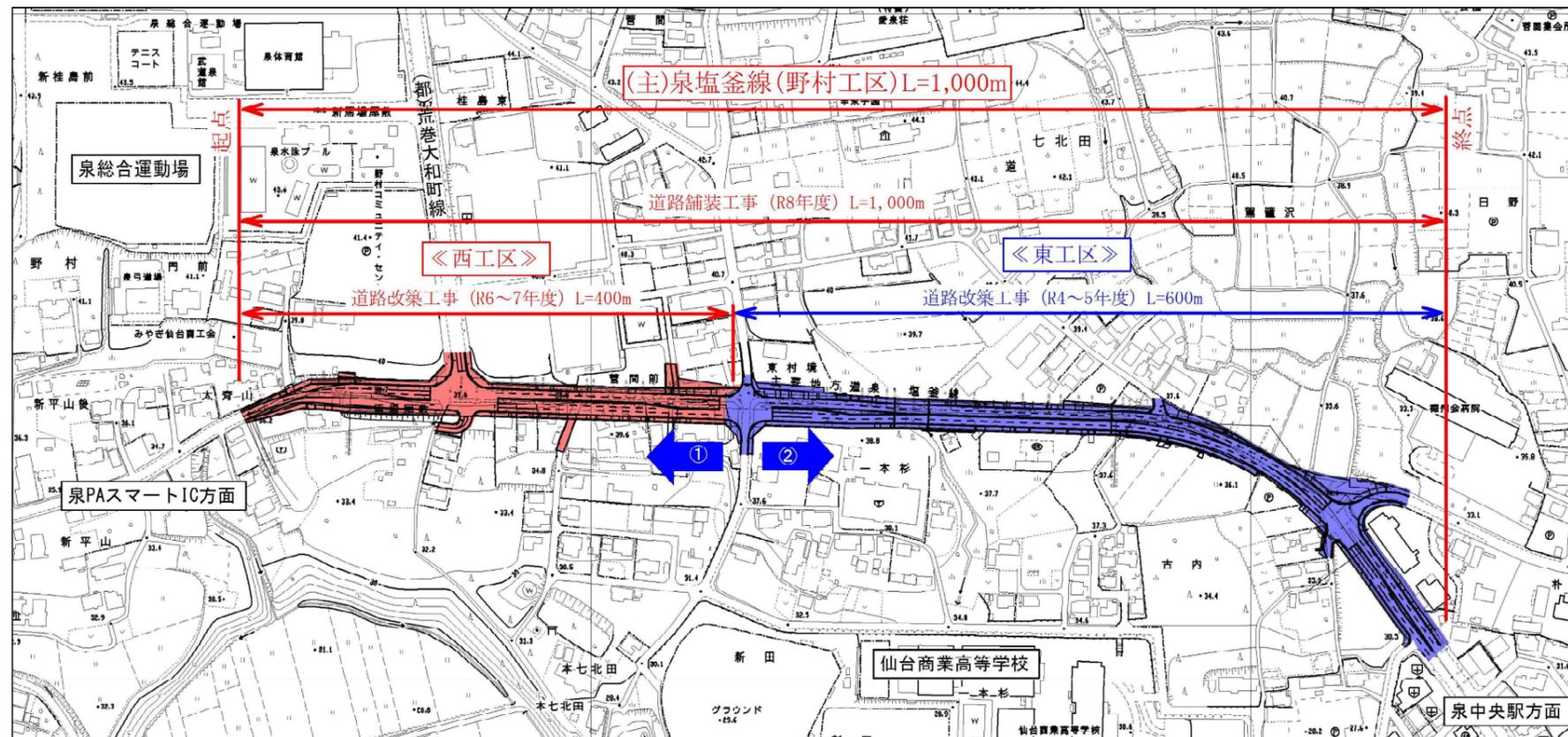
## 標準断面図



## 現在の状況



## 計画概要図



(様式-3)

# 令和5年度 再評価対象事業の問題点等 ((主) 泉塩釜線(野村工区) 道路事業)

事業名 (主) 泉塩釜線(野村工区) 道路事業

これまでの主な事業経過	処 理 済		今 後		そ の 他
	事業の遅延理由 (問題点) 等	問題解決までの経過	当面の課題 (問題点) 等	問題への対応及び今後の見通し	
〈地元説明会〉 ・R3.1.28: 事業説明会 ・R4.8.31: 工事説明会	特になし。		特になし。		



(様式-5)

### 事業に及ぼした影響とその対応 ((主) 泉塩釜線(野村工区) 道路事業)

事業名事業名 (主) 泉塩釜線(野村工区) 道路事業

事業進捗(スケジュール)や事業費への影響の内容	影響を及ぼす要因の発生状況	影響(経緯)及びその度合	対 応	知 見 等	そ の 他
当該工区については順調に進んでおり、現時点で事業に及ぼした影響は特にな い。					

# 道路整備の費用便益分析について

## 1. 費用便益分析の概要

### (1) 費用便益分析の基本的な考え方

- 費用便益分析は、ある年次を基準年とし、道路整備が行われる場合と、行われない場合のそれぞれについて、一定期間の便益額、費用額を算定し、道路整備に伴う費用の増分と、便益の増分を比較することにより分析、評価を行うものである。
- 道路の整備に伴う効果としては、渋滞の緩和や交通事故の減少の他、走行快適性の向上、沿道環境の改善、災害時の代替路確保、交流機会の拡大、新規立地に伴う生産増加や雇用・所得の増大等、多岐多様に渡る効果が存在する。
- それらの効果のうち、現時点における知見により、十分な精度で計測が可能でかつ金銭表現が可能である、「走行時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の項目について、道路投資の評価手法として定着している社会的余剰を計測することにより便益を算出する。

### (2) 費用及び便益算出の前提・基礎諸元

費用便益分析にあたっては、算出した各年次の便益、費用の値を割引率を用いて現在価値に換算して分析する。

費用便益分析にあたり、

1. 現在価値算出のための社会的割引率：4%
2. 基準年次：評価時点
3. 検討年数：50年

の数値を用いて計算を行うものとする。検討年数は、道路施設の耐用年数等を考慮し、50年としている。

なお、便益の算定は以下の数値を用いて計算を行うものとする。

- ・交通量：20,509台（整備前 R1 交通量）⇒25,406台（整備後 第5回PT 推計交通量）
- ・走行速度：20km/h（整備前）⇒40km/h（整備後）
- ・走行時間：3.0分（整備前）⇒1.5分（整備後）
- ・道路区分：その他市街地 2車線（整備前）⇒その他市街地 4車線 中央帯有（整備後）

## 2. 便益の算定

### (1) 「走行時間短縮便益」の計測

走行時間短縮便益は、道路の整備・改良が行われない場合の総走行時間費用から、道路の整備・改良が行われる場合の総走行時間費用を減じた差として算定する。総走行時間費用は、各トリップのリンク別車種別の走行時間に時間価値原単位を乗じた値をトリップ全体で集計したものである。

### (2) 「走行経費減少便益」の計測

走行経費減少便益は、道路の整備・改良が行われない場合の走行経費から、道路の整備・改良が行われる場合の走行経費を減じた差として算定する。

なお、走行経費減少便益は、走行条件が改善されることによる費用の低下のうち、走行時間に含まれない項目を対象としている。具体的には、燃料費、油脂（オイル）費、タイヤ・チューブ費、車両整備（維持・修繕）費、車両償却費等の項目について走行距離単位当たりで計測した原単位（円/台・km）を用いて算定する。

### (3) 「交通事故減少便益」の計測

交通事故減少便益は、道路の整備・改良が行われない場合の交通事故による社会的損失から、道路の整備・改良が行われる場合の交通事故による社会的損失を減じた差として算定する。

道路の整備・改良が行われない場合の総事故損失および道路の整備・改良が行われる場合の総事故損失は、事故率を基準とした算定式を用いてリンク別の交通事故の社会的損失を算定し、これを全対象リンクで集計する。交通事故の社会的損失は、運転者、同乗者、歩行者に関する人的損害額、交通事故により損壊を受ける車両や構築物に関する物的損害額及び、事故渋滞による損失額から算定している。

### (4) 便益の算定

(1) から (3) までの各便益の算定結果をもとに、当該道路整備・改良全体の便益を算定する。

#### ① 検討期間全体の便益の設定

整備路線の供用開始年を起算点として、1. で設定した検討期間（50年間）にわたり、各年次毎の便益の値を算定する。

#### ② 便益の現在価値の算定

①で設定した検討期間中の各便益を、1. で設定した割引率を用いて基準年次における現在価値に割り引いて算定する。

#### ③ 便益額の合計

②で算出された各便益の現在価値額を合計した額が便益合計額となる。

## 3. 費用の算定

### (1) 費用算定の考え方

費用便益分析において、費用としては、道路整備に要する事業費（用地費を含む）及び、維持管理に要する費用があげられる。消費税相当額は費用から控除して算定する。

厳密には、便益算定時に対象となる全路線において、当該道路整備が行われる場合と、行われない場合のそれぞれについて、道路整備に要する事業費及び維持管理に要する費用の合計を算出し、その差を費用として計上するべきであるが、算出が困難な場合、当該道路整備に要する事業費及び、当該道路の供用後に必要となる維持管理に要する費用のみの計上でよい。

### (2) 道路整備に要する事業費

道路整備に要する事業費は、工事費、用地費、補償費、間接経費等を対象とし、その設定については、次のように考える。

① 評価の時点で、事業費、事業期間及び、事業費の配分がほぼ確定しているものについては、それらを用い設定する。

② 評価の時点で、概算事業費しかない場合は、これまでの類似事業を参考に事業期間で事業費の配分を設定する。

## 概略検討フロー

### (3) 道路維持管理に要する費用

道路維持管理に要する費用は、橋梁、トンネル等の道路構造物の点検・補修にかかる費用、巡回・清掃等にかかる費用、除雪等にかかる費用等（間接経費を含む）を対象とする。その設定については、既存の路線での実績を参考に、車線数、交通量、構造物比率や雪氷対策の必要性等を考慮して、設定する。

### (4) 総費用の現在価値の算定

事業費、維持管理費について、当該道路の整備・改良が行われる場合の費用から、当該道路の整備・改良が行われない場合の費用を減じた差を、1. で設定した検討期間（50年間）にわたり、各年次毎に算定し、基準年次における現在価値を算定する。事業費は事業期間での設定となり、維持管理費は、当該道路の供用開始年次より検討期間（50年間）の各年次における設定となる。また、事業費のうち用地費など、検討期間後の残存価値については、現在価値化したのち控除してもよい。

## 4. 費用便益分析の実施

### (1) 分析結果のとりまとめ

費用便益分析は、次のCBR（B/C）により行う。

○社会費用便益比（CBR（B/C））

$CBR（B/C） = \left( \text{プロジェクト便益の現在価値} \right) \div \left( \text{プロジェクト費用の現在価値} \right)$

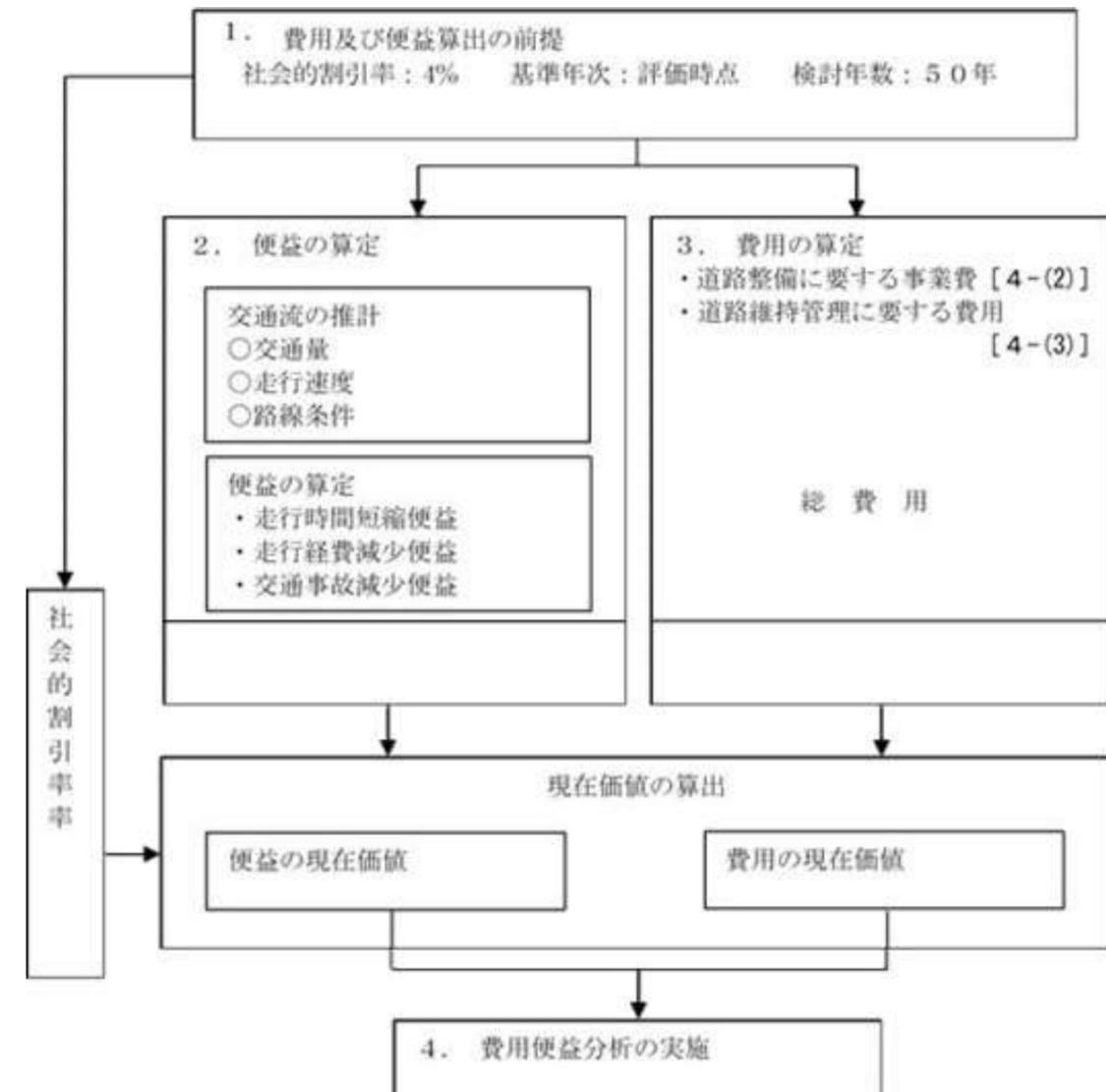
プロジェクト便益 = 走行時間短縮便益 + 走行経費減少便益 + 交通事故減少便益

プロジェクト費用 = 事業費 + 維持管理費

### (2) 再評価における費用便益分析

再評価に際して行う費用便益分析は、原則として、「事業全体の投資効率性」と「残事業の投資効率性」の両者による評価を実施する。

「残事業の投資効率性」の評価にあたっては、再評価地点までに発生した既投資分のコストや既発現便益を考慮せず、事業を継続した場合に追加的に必要となる事業費と追加的に発生する便益のみを対象として算出する。



泉塩釜線(野村工区)道路事業の費用便益について

費用便益比一覧表

単位:百万円

年次	項目	事業化後 年数	供用後 年数	割引係数	費用				便益				
					用地 工事費	維持 管理費	各年度 費用	価値化 費用	時間 便益	走行 便益	事故減 便益	各年度 便益	価値化 便益
令和元年度	事業化	1年目		0.855	20.1		20.1	23.4				0.0	0.0
令和2年度		2年目		0.889	210.3		210.3	236.5				0.0	0.0
令和3年度		3年目		0.925	27.1		27.1	29.3				0.0	0.0
令和4年度		4年目		0.962	584.9		584.9	608.2				0.0	0.0
令和5年度	基準年次	5年目		1.000	337.3		337.3	337.3				0.0	0.0
令和6年度		6年目		1.040	200.8		200.8	193.0				0.0	0.0
令和7年度		7年目		1.082	278.6		278.6	257.6				0.0	0.0
令和8年度	供用開始	8年目		1.125	265.0		265.0	235.5				0.0	0.0
令和9年度		9年目	1年目	1.170		5.7	5.7	4.8	778.5	29.9	6.1	814.5	696.2
令和10年度		10年目	2年目	1.217		5.7	5.7	4.6	775.5	29.8	6.1	811.3	666.8
令和11年度		11年目	3年目	1.265		5.7	5.7	4.5	772.5	29.7	6.0	808.2	638.7
令和12年度		12年目	4年目	1.316		5.7	5.7	4.3	769.5	29.5	6.0	805.1	611.7
令和13年度		13年目	5年目	1.369		5.7	5.7	4.1	766.1	29.4	6.0	801.5	585.6
令和14年度		14年目	6年目	1.423		5.7	5.7	4.0	762.8	29.3	6.0	798.0	560.6
令和15年度		15年目	7年目	1.480		5.7	5.7	3.8	759.4	29.2	5.9	794.5	536.7
令和16年度		16年目	8年目	1.539		5.7	5.7	3.7	756.0	29.0	5.9	791.0	513.7
令和17年度		17年目	9年目	1.601		5.7	5.7	3.5	752.7	28.9	5.9	787.4	491.8
令和18年度		18年目	10年目	1.665		5.7	5.7	3.4	749.3	28.8	5.8	783.9	470.8
令和19年度		19年目	11年目	1.732		5.7	5.7	3.2	745.9	28.6	5.8	780.4	450.6
令和20年度		20年目	12年目	1.801		5.7	5.7	3.1	742.6	28.5	5.8	776.9	431.3
令和21年度		21年目	13年目	1.873		5.7	5.7	3.0	739.2	28.4	5.8	773.4	412.9
令和22年度		22年目	14年目	1.948		5.7	5.7	2.9	735.8	28.2	5.7	769.8	395.2
令和23年度		23年目	15年目	2.026		5.7	5.7	2.8	730.5	28.0	5.7	764.2	377.2
令和24年度		24年目	16年目	2.107		5.7	5.7	2.7	725.1	27.8	5.7	758.6	360.0
令和25年度		25年目	17年目	2.191		5.7	5.7	2.6	719.8	27.6	5.6	753.0	343.6
令和26年度		26年目	18年目	2.279		5.7	5.7	2.5	714.4	27.4	5.6	747.4	327.9
令和27年度		27年目	19年目	2.370		5.7	5.7	2.4	709.0	27.2	5.5	741.8	312.9
令和28年度		28年目	20年目	2.465		5.7	5.7	2.3	703.7	27.0	5.5	736.2	298.6
令和29年度		29年目	21年目	2.563		5.7	5.7	2.2	698.3	26.8	5.5	730.6	285.0
令和30年度		30年目	22年目	2.666		5.7	5.7	2.1	692.9	26.6	5.4	724.9	271.9
令和31年度		31年目	23年目	2.772		5.7	5.7	2.0	687.6	26.4	5.4	719.3	259.4
令和32年度		32年目	24年目	2.883		5.7	5.7	1.9	682.2	26.2	5.3	713.7	247.5
令和33年度		33年目	25年目	2.999		5.7	5.7	1.9	676.8	26.0	5.3	708.1	236.1
令和34年度		34年目	26年目	3.119		5.7	5.7	1.8	671.5	25.8	5.2	702.5	225.2
令和35年度		35年目	27年目	3.243		5.7	5.7	1.7	666.1	25.6	5.2	696.9	214.8
令和36年度		36年目	28年目	3.373		5.7	5.7	1.6	660.7	25.4	5.2	691.3	204.9
令和37年度		37年目	29年目	3.508		5.7	5.7	1.6	655.4	25.2	5.1	685.7	195.4
令和38年度		38年目	30年目	3.648		5.7	5.7	1.5	650.0	25.0	5.1	680.0	186.3
令和39年度		39年目	31年目	3.794		5.7	5.7	1.5	644.7	24.7	5.0	674.4	177.7
令和40年度		40年目	32年目	3.946		5.7	5.7	1.4	639.3	24.5	5.0	668.8	169.4
令和41年度		41年目	33年目	4.104		5.7	5.7	1.3	633.9	24.3	4.9	663.2	161.6
令和42年度		42年目	34年目	4.268		5.7	5.7	1.3	628.6	24.1	4.9	657.6	154.0
令和43年度		43年目	35年目	4.439		5.7	5.7	1.2	623.2	23.9	4.9	652.0	146.8
令和44年度		44年目	36年目	4.616		5.7	5.7	1.2	617.8	23.7	4.8	646.4	140.0
令和45年度		45年目	37年目	4.801		5.7	5.7	1.1	612.5	23.5	4.8	640.8	133.4
令和46年度		46年目	38年目	4.993		5.7	5.7	1.1	607.1	23.3	4.7	635.1	127.2
令和47年度		47年目	39年目	5.193		5.7	5.7	1.0	601.7	23.1	4.7	629.5	121.2
令和48年度		48年目	40年目	5.400		5.7	5.7	1.0	596.4	22.9	4.7	623.9	115.5
令和49年度		49年目	41年目	5.617		5.7	5.7	1.0	591.0	22.7	4.6	618.3	110.0
令和50年度		50年目	42年目	5.841		5.7	5.7	0.9	585.6	22.5	4.6	612.7	104.8
令和51年度		51年目	43年目	6.075		5.7	5.7	0.9	580.3	22.3	4.5	607.1	99.9
令和52年度		52年目	44年目	6.318		5.7	5.7	0.9	574.9	22.1	4.5	601.5	95.2
令和53年度		53年目	45年目	6.571		5.7	5.7	0.8	569.5	21.9	4.4	595.8	90.6
令和54年度		54年目	46年目	6.833		5.7	5.7	0.8	564.2	21.7	4.4	590.2	86.3
令和55年度		55年目	47年目	7.107		5.7	5.7	0.8	558.8	21.5	4.4	584.6	82.2
令和56年度		56年目	48年目	7.391		5.7	5.7	0.7	553.4	21.2	4.3	579.0	78.3
令和57年度		57年目	49年目	7.687		5.7	5.7	0.7	548.1	21.0	4.3	573.4	74.5
令和58年度		58年目	50年目	7.994		5.7	5.7	0.7	542.7	20.8	4.2	567.8	71.0
					1,924.2	285.0	2,209.2	2,027.6	33,523.7	1,286.9	261.7	35,072.2	14,148.9
								(C)				(B)	
												B/C=	6.98

費用便益比一覧表(1年遅れた場合の便益)

単位:百万円

年次	項目	事業化後 年数	供用後 年数	割引係数	費用				便益				
					用地 工事費	維持 管理費	各年度 費用	価値化 費用	時間 便益	走行 便益	事故減 便益	各年度 便益	価値化 便益
令和元年度	事業化	1年目		0.855	20.1		20.1	23.4				0.0	0.0
令和2年度		2年目		0.889	210.3		210.3	236.5				0.0	0.0
令和3年度		3年目		0.925	27.1		27.1	29.3				0.0	0.0
令和4年度		4年目		0.962	584.9		584.9	608.2				0.0	0.0
令和5年度	基準年次	5年目		1.000	337.3		337.3	337.3				0.0	0.0
令和6年度		6年目		1.040	200.8		200.8	193.0				0.0	0.0
令和7年度		7年目		1.082	278.6		278.6	257.6				0.0	0.0
令和8年度		8年目		1.125	100.0		100.0	88.8				0.0	0.0
令和9年度	供用開始	9年目		1.170	165.0		165.0	141.0				0.0	0.0
令和10年度		10年目	1年目	1.217		5.7	5.7	4.6	775.5	29.8	6.1	811.3	666.8
令和11年度		11年目	2年目	1.265		5.7	5.7	4.5	772.5	29.7	6.0	808.2	638.7
令和12年度		12年目	3年目	1.316		5.7	5.7	4.3	769.5	29.5	6.0	805.1	611.7
令和13年度		13年目	4年目	1.369		5.7	5.7	4.1	766.1	29.4	6.0	801.5	585.6
令和14年度		14年目	5年目	1.423		5.7	5.7	4.0	762.8	29.3	6.0	798.0	560.6
令和15年度		15年目	6年目	1.480		5.7	5.7	3.8	759.4	29.2	5.9	794.5	536.7
令和16年度		16年目	7年目	1.539		5.7	5.7	3.7	756.0	29.0	5.9	791.0	513.7
令和17年度		17年目	8年目	1.601		5.7	5.7	3.5	752.7	28.9	5.9	787.4	491.8
令和18年度		18年目	9年目	1.665		5.7	5.7	3.4	749.3	28.8	5.8	783.9	470.8
令和19年度		19年目	10年目	1.732		5.7	5.7	3.2	745.9	28.6	5.8	780.4	450.6
令和20年度		20年目	11年目	1.801		5.7	5.7	3.1	742.6	28.5	5.8	776.9	431.3
令和21年度		21年目	12年目	1.873		5.7	5.7	3.0	739.2	28.4	5.8	773.4	412.9
令和22年度		22年目	13年目	1.948		5.7	5.7	2.9	735.8	28.2	5.7	769.8	395.2
令和23年度		23年目	14年目	2.026		5.7	5.7	2.8	730.5	28.0	5.7	764.2	377.2
令和24年度		24年目	15年目	2.107		5.7	5.7	2.7	725.1	27.8	5.7	758.6	360.0
令和25年度		25年目	16年目	2.191		5.7	5.7	2.6	719.8	27.6	5.6	753.0	343.6
令和26年度		26年目	17年目	2.279		5.7	5.7	2.5	714.4	27.4	5.6	747.4	327.9
令和27年度		27年目	18年目	2.370		5.7	5.7	2.4	709.0	27.2	5.5	741.8	312.9
令和28年度		28年目	19年目	2.465		5.7	5.7	2.3	703.7	27.0	5.5	736.2	298.6
令和29年度		29年目	20年目	2.563		5.7	5.7	2.2	698.3	26.8	5.5	730.6	285.0
令和30年度		30年目	21年目	2.666		5.7	5.7	2.1	692.9	26.6	5.4	724.9	271.9
令和31年度		31年目	22年目	2.772		5.7	5.7	2.0	687.6	26.4	5.4	719.3	259.4
令和32年度		32年目	23年目	2.883		5.7	5.7	1.9	682.2	26.2	5.3	713.7	247.5
令和33年度		33年目	24年目	2.999		5.7	5.7	1.9	676.8	26.0	5.3	708.1	236.1
令和34年度		34年目	25年目	3.119		5.7	5.7	1.8	671.5	25.8	5.2	702.5	225.2
令和35年度		35年目	26年目	3.243		5.7	5.7	1.7	666.1	25.6	5.2	696.9	214.8
令和36年度		36年目	27年目	3.373		5.7	5.7	1.6	660.7	25.4	5.2	691.3	204.9
令和37年度		37年目	28年目	3.508		5.7	5.7	1.6	655.4	25.2	5.1	685.7	195.4
令和38年度		38年目	29年目	3.648		5.7	5.7	1.5	650.0	25.0	5.1	680.0	186.3
令和39年度		39年目	30年目	3.794		5.7	5.7	1.5	644.7	24.7	5.0	674.4	177.7
令和40													

泉塩釜線(野村工区)道路事業の費用便益について

費用便益比一覧表(現時点までのB/C)

単位:百万円

年次	項目	事業化後 年数	供用後 年数	割引係数	費用			便益					
					用地 工事費	維持 管理費	各年度 費用	価値化 費用	時間 便益	走行 便益	事故減 便益	各年度 便益	価値化 便益
令和元年度	事業化	1年目		0.855	20.1		20.1	23.4				0.0	0.0
令和2年度		2年目		0.889	210.3		210.3	236.5				0.0	0.0
令和3年度		3年目		0.925	27.1		27.1	29.3				0.0	0.0
令和4年度		4年目		0.962	584.9		584.9	608.2				0.0	0.0
令和5年度	基準年次	5年目		1.000	337.3		337.3	337.3				0.0	0.0
令和6年度		6年目		1.040			0.0	0.0				0.0	0.0
令和7年度		7年目		1.082			0.0	0.0				0.0	0.0
令和8年度	供用開始	8年目		1.125			0.0	0.0				0.0	0.0
令和9年度		9年目	1年目	1.170			0.0	0.0				0.0	0.0
令和10年度		10年目	2年目	1.217			0.0	0.0				0.0	0.0
令和11年度		11年目	3年目	1.265			0.0	0.0				0.0	0.0
令和12年度		12年目	4年目	1.316			0.0	0.0				0.0	0.0
令和13年度		13年目	5年目	1.369			0.0	0.0				0.0	0.0
令和14年度		14年目	6年目	1.423			0.0	0.0				0.0	0.0
令和15年度		15年目	7年目	1.480			0.0	0.0				0.0	0.0
令和16年度		16年目	8年目	1.539			0.0	0.0				0.0	0.0
令和17年度		17年目	9年目	1.601			0.0	0.0				0.0	0.0
令和18年度		18年目	10年目	1.665			0.0	0.0				0.0	0.0
令和19年度		19年目	11年目	1.732			0.0	0.0				0.0	0.0
令和20年度		20年目	12年目	1.801			0.0	0.0				0.0	0.0
令和21年度		21年目	13年目	1.873			0.0	0.0				0.0	0.0
令和22年度		22年目	14年目	1.948			0.0	0.0				0.0	0.0
令和23年度		23年目	15年目	2.026			0.0	0.0				0.0	0.0
令和24年度		24年目	16年目	2.107			0.0	0.0				0.0	0.0
令和25年度		25年目	17年目	2.191			0.0	0.0				0.0	0.0
令和26年度		26年目	18年目	2.279			0.0	0.0				0.0	0.0
令和27年度		27年目	19年目	2.370			0.0	0.0				0.0	0.0
令和28年度		28年目	20年目	2.465			0.0	0.0				0.0	0.0
令和29年度		29年目	21年目	2.563			0.0	0.0				0.0	0.0
令和30年度		30年目	22年目	2.666			0.0	0.0				0.0	0.0
令和31年度		31年目	23年目	2.772			0.0	0.0				0.0	0.0
令和32年度		32年目	24年目	2.883			0.0	0.0				0.0	0.0
令和33年度		33年目	25年目	2.999			0.0	0.0				0.0	0.0
令和34年度		34年目	26年目	3.119			0.0	0.0				0.0	0.0
令和35年度		35年目	27年目	3.243			0.0	0.0				0.0	0.0
令和36年度		36年目	28年目	3.373			0.0	0.0				0.0	0.0
令和37年度		37年目	29年目	3.508			0.0	0.0				0.0	0.0
令和38年度		38年目	30年目	3.648			0.0	0.0				0.0	0.0
令和39年度		39年目	31年目	3.794			0.0	0.0				0.0	0.0
令和40年度		40年目	32年目	3.946			0.0	0.0				0.0	0.0
令和41年度		41年目	33年目	4.104			0.0	0.0				0.0	0.0
令和42年度		42年目	34年目	4.268			0.0	0.0				0.0	0.0
令和43年度		43年目	35年目	4.439			0.0	0.0				0.0	0.0
令和44年度		44年目	36年目	4.616			0.0	0.0				0.0	0.0
令和45年度		45年目	37年目	4.801			0.0	0.0				0.0	0.0
令和46年度		46年目	38年目	4.993			0.0	0.0				0.0	0.0
令和47年度		47年目	39年目	5.193			0.0	0.0				0.0	0.0
令和48年度		48年目	40年目	5.400			0.0	0.0				0.0	0.0
令和49年度		49年目	41年目	5.617			0.0	0.0				0.0	0.0
令和50年度		50年目	42年目	5.841			0.0	0.0				0.0	0.0
令和51年度		51年目	43年目	6.075			0.0	0.0				0.0	0.0
令和52年度		52年目	44年目	6.318			0.0	0.0				0.0	0.0
令和53年度		53年目	45年目	6.571			0.0	0.0				0.0	0.0
令和54年度		54年目	46年目	6.833			0.0	0.0				0.0	0.0
令和55年度		55年目	47年目	7.107			0.0	0.0				0.0	0.0
令和56年度		56年目	48年目	7.391			0.0	0.0				0.0	0.0
令和57年度		57年目	49年目	7.687			0.0	0.0				0.0	0.0
令和58年度		58年目	50年目	7.994			0.0	0.0				0.0	0.0
					1,179.7	0.0	1,179.7	1,234.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								(C)				(B)	
												B/C=	0.00

費用便益比一覧表(来年度から完了までのB/C)

単位:百万円

年次	項目	事業化後 年数	供用後 年数	割引係数	費用				便益				
					用地 工事費	維持 管理費	各年度 費用	価値化 費用	時間 便益	走行 便益	事故減 便益	各年度 便益	価値化 便益
令和元年度	事業化	1年目		0.855			0.0	0.0				0.0	0.0
令和2年度		2年目		0.889			0.0	0.0				0.0	0.0
令和3年度		3年目		0.925			0.0	0.0				0.0	0.0
令和4年度		4年目		0.962			0.0	0.0				0.0	0.0
令和5年度	基準年次	5年目		1.000			0.0	0.0				0.0	0.0
令和6年度		6年目		1.040	200.8		200.8	193.0				0.0	0.0
令和7年度		7年目		1.082	278.6		278.6	257.6				0.0	0.0
令和8年度	供用開始	8年目		1.125	265.0		265.0	235.5				0.0	0.0
令和9年度		9年目	1年目	1.170		5.7	5.7	4.8	778.5	29.9	6.1	814.5	696.2
令和10年度		10年目	2年目	1.217		5.7	5.7	4.6	775.5	29.8	6.1	811.3	666.8
令和11年度		11年目	3年目	1.265		5.7	5.7	4.5	772.5	29.7	6.0	808.2	638.7
令和12年度		12年目	4年目	1.316		5.7	5.7	4.3	769.5	29.5	6.0	805.1	611.7
令和13年度		13年目	5年目	1.369		5.7	5.7	4.1	766.1	29.4	6.0	801.5	585.6
令和14年度		14年目	6年目	1.423		5.7	5.7	4.0	762.8	29.3	6.0	798.0	560.6
令和15年度		15年目	7年目	1.480		5.7	5.7	3.8	759.4	29.2	5.9	794.5	536.7
令和16年度		16年目	8年目	1.539		5.7	5.7	3.7	756.0	29.0	5.9	791.0	513.7
令和17年度		17年目	9年目	1.601		5.7	5.7	3.5	752.7	28.9	5.9	787.4	491.8
令和18年度		18年目	10年目	1.665		5.7	5.7	3.4	749.3	28.8	5.8	783.9	470.8
令和19年度		19年目	11年目	1.732		5.7	5.7	3.2	745.9	28.6	5.8	780.4	450.6
令和20年度		20年目	12年目	1.801		5.7	5.7	3.1	742.6	28.5	5.8	776.9	431.3
令和21年度		21年目	13年目	1.873		5.7	5.7	3.0	739.2	28.4	5.8	773.4	412.9
令和22年度		22年目	14年目	1.948		5.7	5.7	2.9	735.8	28.2	5.7	769.8	395.2
令和23年度		23年目	15年目	2.026		5.7	5.7	2.8	730.5	28.0	5.7	764.2	377.2
令和24年度		24年目	16年目	2.107		5.7	5.7	2.7	725.1	27.8	5.7	758.6	360.0
令和25年度		25年目	17年目	2.191		5.7	5.7	2.6	719.8	27.6	5.6	753.0	343.6
令和26年度		26年目	18年目	2.279		5.7	5.7	2.5	714.4	27.4	5.6	747.4	327.9
令和27年度		27年目	19年目	2.370		5.7	5.7	2.4	709.0	27.2	5.5	741.8	312.9
令和28年度		28年目	20年目	2.465		5.7	5.7	2.3	703.7	27.0	5.5	736.2	298.6
令和29年度		29年目	21年目	2.563		5.7	5.7	2.2	698.3	26.8	5.5	730.6	285.0
令和30年度		30年目	22年目	2.666		5.7	5.7	2.1	692.9	26.6	5.4	724.9	271.9
令和31年度		31年目	23年目	2.772		5.7	5.7	2.0	687.6	26.4	5.4	719.3	259.4
令和32年度		32年目	24年目	2.883		5.7	5.7	1.9	682.2	26.2	5.3	713.7	247.5
令和33年度		33年目	25年目	2.999		5.7	5.7	1.9	676.8	26.0	5.3	708.1	236.1
令和34年度		34年目	26年目	3.119		5.7	5.7	1.8	671.5	25.8	5.2	702.5	225.2
令和35年度		35年目	27年目	3.243		5.7	5.7	1.7	666.1	25.6	5.2	696.9	214.8
令和36年度		36年目	28年目	3.373		5.7	5.7	1.6	660.7	25.4	5.2	691.3	204.9
令和37年度		37年目	29年目	3.508		5.7	5.7	1.6	655.4	25.2	5.1	685.7	195.4
令和38年度		38年目	30年目	3.648		5.7	5.7	1.5	650.0	25.0	5.1	680.0	186.3
令和39年度		39年目	31年目	3.794		5.7	5.7	1.5	644.7	24.7	5.0	674.4	177.7
令和40年度		40年目	32年目	3.946		5.7	5.7	1.4	639.3	24.5	5.0	668.8	169.4
令和41年度		41年目	33年目	4.104		5.7	5.7	1.3	633.9	24.3	4.9	663.2	161.6
令和42年度		42年目	34年目	4.268		5.7	5.7	1.3	628.6	24.1	4.9	657.6	154.0
令和43年度		43年目	35年目	4.439		5.7	5.7	1.2	623.2	23.9	4.9	652.0	146.8
令和44年度		44年目	36年目	4.616		5.7	5.7	1.2	617.8	23.7	4.8	646.4	140.0
令和45年度		45年目	37年目	4.801		5.7	5.7	1.1	612.5	23.5	4.8	640.8	133.4
令和46年度		46年目	38年目	4.993		5.7	5.7	1.1	607.1	23.3	4.7	635.1	127.2
令和47年度		47年目	39年目	5.193		5.7	5.7	1.0	601.7	23.1	4.7	629.5	121.2
令和48年度		48年目	40年目	5.400		5.7	5.7	1.0	596.4	22.9	4.7	623.9	115.5
令和49年度		49年目	41年目	5.617		5.7	5.7	1.0	591.0	22.7	4.6	618.3	110.0
令和50年度													